

給水装置工事事業者の指定の申請書一覧（更新申請）

下記「(更新手続きの流れ)」をご確認のうえ、更新申請をお願いします。

更新の指定には手数料（10,000 円）が必要です。

申請者が「法人」か「個人」かに応じて、下記表中の○印の書類が必要です。

確認欄	提出書類	法人	個人	備考
<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者指定申請書 (施行規則様式第 1)	○	○	法人の申請：商業登記されている本店等について記入 個人の申請：住所等は住民票記載地のものを記入
<input type="checkbox"/>	機械器具調書（施行規則別表）	○	○	
<input type="checkbox"/>	誓約書 (施行規則様式第 2)	○	○	法人の申請：商業登記されている本店等について記入 個人の申請：住所等は住民票記載地のものを記入
<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者選任届出書 (施行規則様式第 3)	○	○	
<input type="checkbox"/>	定款	○	—	
<input type="checkbox"/>	登記簿の謄本	○	—	発行日より 3 か月以内のもの（原本）コピー不可
<input type="checkbox"/>	住民票の写し	—	○	発行日より 3 か月以内のもの（原本）コピー不可
<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者免状のコピー	○	○	
<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者業務内容確認書	○	○	給水装置工事の事業を行う事業所の住所・代表者等を記入

(更新手続きの流れ)

- 更新申請は、給水課窓口へ提出もしくは郵送してください。（郵送の場合は、「更新申請書類在中」と明記してください。）
- 受け付けた書類の審査を行います。（1 週間程度）
- 手数料納付の連絡をします。 ※申請時に手数料納付の連絡先をお知らせください。
納付の際には、9 時 40 分から 11 時 30 分、13 時から 15 時 30 分にお越しくください。（この時間でないと、手数料を納付することができません。水道庁舎内銀行で納付してください。）
- 指定証交付の事務処理を行います。（1 週間程度）
- 指定証交付の連絡をしますので、お受け取りにきてください。
指定証を郵送で受け取りを希望される場合は、郵送料等は貴事業者でのご負担となります。A4 用紙が折らずに入るサイズの封筒（切手貼付）又はレターパック等に送付先を記入したものを受付時にご提出ください。

申請窓口：東大阪市上下水道局水道施設部水道管理室給水課（東大阪市上下水道局 水道庁舎地下 1 階）

住所：〒578-0944 東大阪市若江西新町 1 - 6 - 6

電話：06-6724-1221